

# いじめ防止対策推進法の取り組みと課題 ～いじめ防止対策推進法の運用に当たって～

参議院議員 小西洋之



# 「いじめ防止対策推進法」成立の経緯

## 立案～法案提出

2月12日  
民主党  
「いじめ対策推進基本法」  
機関決定

4月11日  
民主・生活・社民  
「いじめ対策推進基本法」  
参議院に提出

5月16日  
自民・公明  
「いじめの防止等のための対  
策の推進に関する法律案」  
衆議院に提出

与野党協議（全8回）

## 国会審議

6月18日  
自民・民主・維新・公明・みんな・生活  
「いじめ防止対策推進法」  
衆議院に提出

6月20日  
参議院文教科学委員会  
6月19日  
衆議院文部科学委員会

10月11日 いじめ防止基本方針 決定  
9月28日 施行  
6月21日 参議院本会議で可決・成立



与野党協議



# 「いじめ防止対策推進法」のポイント

- いじめは、「どこの学校のどの子供にも起こりうる」もの
- しかし、いじめは決してあってはならないもの（生命・尊厳）  
いじめを最大限に①**予防**、②**早期発見**し、適切に③**解決する**
- 長年にわたる「構造的な問題」は何か？
  - ・いじめが**常在化**し、自殺事件等の**悲惨の繰り返し**
  - ・教師や教育委員会の**隠ぺい**等
- 文科省の**通達行政の限界**を解決する**基盤となる仕組み**を  
学校と地域に構築する。  
全小中高に、  
「**学校いじめ防止基本方針**（予防プログラム、早期発見・対処マニュアル）」  
「**学校におけるいじめの防止等の対策のための組織**」

# 学校や地域での「いじめの構造的な問題」

## (1) 予防

- ・ 他者の尊厳を思いやるための情操や道德教育、体験学習等が十分に行われていない
- ・ いじめが起きにくい、いじめを起こしにくい学級、学校づくりができていない

(体系的かつ計画的ないじめ防止プログラムの実行、教職員の組織的な取組体制がない)

## (2) 早期発見

- ・ 被害者の子どもや周囲の子ども達が、安心・信頼して相談・通報できる体制がない
- ・ あるいじめについての複数の情報を集積し、早期に適切な判断をする仕組みがない
- ・ 教職員の間において、担当クラスを超えた信頼と責任感に基づく連携ができていない

# 学校や地域での「いじめの構造的な問題」

## (3) 事案対処(解決)

- ・ 個々の教職員のいじめ問題への対応能力の不足と、学校の組織的対応の不足
- ・ 学校の組織的対応がないため、教職員の個人責任となり、消極的対応を招いている
- ・ 学校と保護者との連携不足(お互いに相手からの期待や要請に応えられない)
- ・ 「複合問題」であるいじめに対する、被害者、加害者の子ども両方に必要な、学校と教育以外の専門家との連携不足
- ・ いじめは起こりうるものであるが、その防止等の取組に対する適切な評価がなく、起きたこと自体のみが批判されるため、教職員や学校の消極的対応を招いている
- ・ 学校や教育委員会の保身体質(隠ぺいなど)がある

※それぞれの構造的問題(ボトルネック)が、三つの他の要素にまたがり合うものもあります。



## いじめ防止対策推進法(概要)

国

いじめ対策を総合的かつ効果的に推進

## ○いじめ防止基本方針

地方公共団体

学校

## ○地方いじめ防止基本方針

- ・ いじめの防止プログラム
- ・ 早期発見及び事案対処のマニュアルの「ひな形」等

## いじめ問題対策連絡協議会

学校、教育委員会、弁護士会、児童相談所、法務局、民生委員協議会、医師、臨床心理士、警察、保護者会などにより構成

首長

教育委員会

再調査 ※  
(30条2項附  
属機関等)

## 14条3項組織

- (附属機関 常設・任意)
- ・ いじめ対策を実効化
  - ・ いじめ事案の通報、調査・解決の対応(①学校への指導、②自ら対処)
  - ・ 地方いじめ防止基本方針の策定、評価

28条1項組織  
(重大事態)

- ・ 重大ないじめ事案への調査・解決の対応
- ・ 再発防止

議会

## ○学校いじめ防止基本方針

- ・ いじめの防止プログラム
- ・ 早期発見及び事案対処のマニュアル 等

- 28条1項組織  
(重大事態)
- ・ 重大事案の調査・解決の対応
  - ・ 再発防止

22条いじめ対策組織  
(常設・必置)

(複数教員、保護者、地域住民、心理・福祉等の専門家等の参画)

- ・ いじめ対策を実効化
- ・ 予防・早期発見・解決の対応
- ・ 学校いじめ防止基本方針の策定、実行、評価

## 事案対処共通ルール

- ・ 被害者に寄り添った対策
- ・ 質問票の使用や聞き取り調査等の実施
- ・ 公平中立公正及び専門性を有する第三者の参加
- ・ 保護者等に対する情報提供(説明責任)

※ 28条1項調査に先駆けて又は平行して首長の下で調査を行うことを排除する規定はない  
 ※ 国立学校は文部科学大臣、私立学校は都道府県知事が再調査を実施

- ・ 児童生徒の生命と尊厳を保持
- ・ 児童生徒の主体的かつ積極的参画(保護者も)
- ・ いじめ対策に係る人材の確保及び資質の向上
- ・ いじめ防止等のための調査研究の推進
- ・ 啓発活動
- ・ ネットを利用によるいじめの対策推進(書き込み削除支援含む)

PDCAサイクルの実行(学校、教委、国 ※先進例の共有も)

- ・ 学校相互間の連携体制の整備
- ・ 高等専門学校における措置
- ・ 懲戒及び出席停止制度の適切な運用(※厳罰化ではない)
- 等

# 学校における取組① 学校いじめ防止基本方針の策定

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

Q 学校いじめ防止基本方針とは？

## ○ いじめ防止プログラム

いじめの防止に資する教育、体験活動等の様々なプログラムを体系的かつ計画的に措置した  
**「年間計画」**として策定する

※群馬県高崎市といった先進的な取組例を参考に！

## ○ 早期発見・事案対処マニュアル



## ★ ポイント

① 学校教育活動全体を通じた防止・早期発見に資する体系的・計画的な防止プログラムを策定

※ 単に理念やスローガンを掲げるだけではダメ

② 児童生徒の主体的・積極的な参画(保護者も)

③ PDCAサイクルの実行(児童生徒等と共に22条組織が実施)

※②、③は早期発見・事案対処マニュアルも同様に実施

# 学校における取組② 学校いじめ対策委員会の設置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

Q 学校いじめ対策委員会とは？

- いじめの防止、早期発見、事案対処の全てについて総合的かつ適切な対応を実効的に行うための仕組み
- 全ての学校に常設の委員会組織として設置
- 「学校いじめ防止基本方針」と「学校いじめ対策委員会」は協働関係にある

## ○ 予防の取組

大人の真剣な姿、活動、存在

## ○ 早期発見の取組

安心・信頼の通報相談窓口

## ○ 事案対処(解決)の取組

複数の教職員や外部の専門家の協働対応

※適切な調査、被害者等への説明責任等

## ○ 学校いじめ防止基本方針の策定・実行・評価

## ★ ポイント

### ① (a)学校を挙げた体制の確保と、(b)教員の資 質能力の向上・同僚性の向上

- ※ 学校いじめ対策委員会には、児童生徒に最も身近な存在である学級担任や教科担任が必ず参加すること（生徒指導担当や学年主任だけでは法律違反）
- ※ 全ての教職員が学校いじめ対策委員会の組織の一員としての経験を有することができるように運用すること

## ★ ポイント

### ② 外部専門家の活用

- ※ 臨床心理士、社会福祉士、医師、児童福祉司、  
弁護士、人権擁護委員、民生委員・児童委員・・・
- ※ 常任の参加や、登録制による参加など

## 重大事態がおこってしまったら・・・

※重大事態とは

- ①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

○ 教育委員会又は学校に組織を設置

○ 事実関係を調査

被害児童等の尊厳を保持・回復するため  
再発の防止のため



# 重大事態への対処

○ 重大事態(自殺を企図、身体に重大傷害、金品等に重大被害、精神性の疾患の発症等)

○ 被害児童生徒や保護者の申し立てを尊重

○ 教育委員会の附属機関(14条3項)が原則

※首長部局による独自調査を否定するものではない(連携・協働)

○ 調査機関の公平性・中立性等の確保

○ 事実関係の解明が目的(責任追及ではない)

○ アンケート調査等の適切な実施

○ 必要な情報の適切な提供

被害者等への**説明責任** (※「親の知る権利」の実効化)

○ 再調査(地方公共団体の首長による再調査)

※28条調査についての被害者の意見添付

# ★ ポイント

## ① 組織の在り方

中立性・公平性・公正性・専門性・独立性

## ② アンケート調査などの方法

## ③ 過去の事例への適用

## ○ いじめ防止対策推進法の目的

- ・ いじめ問題のボトルネックの解決の基盤の提供
- ・ 教職員や学校を応援する仕組みの実現
- ・ 児童生徒の主体的参画、被害者に寄り添った対策など、取組の基本理念・基本方針
- ・ 全ての子どもが自らの尊厳と他者の尊厳を尊重し、それを社会で守る豊かな人権社会の実現

⇒ 法律をどう活かすか、各学校現場や地域での創意工夫ある積極的な取組が全て。

二度といじめで子どもの命が失われることのない社会を！